公募型行為許可の試行実施に関する事業者募集　募集要項

（ 横浜動物の森公園（里山ガーデン）でのキッチンカーによる飲食物販売 ）
【令和4年度試行実施】

1　趣旨

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」を令和元年９月に策定し、具体的取組のひとつに公募型行為許可制度の創設を掲げています。

公募型行為許可制度とは、公益性を確保しつつ民間事業者等の方々のアイデアを活用し、公園の魅力と賑わいの創出を図るものであり、制度を適用する公園・事業の拡大を目指しています。

横浜動物の森公園内の里山ガーデンにおいては、令和３年度から春と秋に開催する里山ガーデンフェスタの期間外の飲食物販売による公園の魅力アップと地産地消※1の推進を目的に、キッチンカーによる飲食物販売事業者の公募に試行的に取り組んでいます。

令和４年度も試行実施を継続し、公募型行為許可制度の本格適用に向け、従来の行為許可の基準を一部緩和※2しつつキッチンカーによる飲食物販売を実施していただく中で、公益性の確保について検証していきます。

※１「地産地消」とは、本公募では次のとおりとします。
- 横浜市内で生産された農畜産物を活用した飲食物を提供すること。

※２「行為許可の基準の一部緩和」とは、次のとおりです。

①　業として行う物品の販売行為の緩和
民間事業者の方々が単独で飲食物を販売することについて、公益性の確保を条件に許可の対象とし、検証します。

②　行為許可回数の緩和
行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、民間事業者が定められた期間内（１か月程度）に複数回の飲食物販売を実施できることとし、公園の魅力アップへの貢献や影響等を検証します。

上記の趣旨にご賛同いただき、里山ガーデンの魅力アップと地産地消の推進に資するご提案を募集します。

２　試行実施の概要

(1)　実施内容

キッチンカーによる飲食物（全部又は一部が横浜市内で生産された農畜産物を活用したもの）の販売

※　よこはま地産地消サポート店は、販売希望が重なり、販売事業者を調整する際、優先的に選定します。

(2)　実施公園

横浜動物の森公園（里山ガーデン）

（住所：横浜市旭区上白根町 1425 番４ほか）

(3)　実施場所

正面入口広場

(4)　実施期間

第１期：令和４年７月 16 日（土）～９月４日（日）

第２期：令和４年 11 月１日（火）～11 月 30 日（水）

※　各事業者の販売日は、希望を踏まえて決定しますが、他の事業者との兼ね合いにより、必ずしも希望日に販売できるとは限りません。（詳細は本要項８(1)参照）

※　各事業者における実施日数は、第１期、第２期ともに最大 30 日までとします。

(5)　実施時間

９時 30 分から 16 時 30 分の間

※　準備及び撤収を含み、販売時間は事業者の裁量としますが、コアタイムとして、11 時 00 分から 14 時 00 分は必ず販売してください。（売切れの場合を除く）

(6)　１日当たりの販売事業者数

５事業者（１事業者につき１台）程度

(7)　販売価格

事業者が定める通常の価格

(8)　付与する許可

公園内行為許可（横浜市公園条例第６条第１項第１号該当）

(9)　徴収する公園使用料

１日につき 1,200 円（横浜市公園条例施行規則別表第２）

(10)　使用電源

電源は、事業者がご用意ください。

また、可能な限り、蓄電池、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）等の脱炭素化に資する電源の用意に努め、用意が可能な場合は事業提案説明書（様式２）に記載してください。なお、脱炭素化に資する電源の用意が可能な事業者は、販売希望が重なり、販売事業者を調整する際、優先的に選定します。

ただし、本市が脱炭素化に資する電源のＰＲとして、給電可能な環境を準備した場合には、指定する電源を用いてください。この場合の電源は基本的に各事業者 1500W１口と

します。（準備できる日時は事前にお知らせしますが、給電のトラブル等の可能性もあるため、必ず自前の電源もご用意ください。）

３　事業実施に当たっての条件

次の条件を全て満たすこと。（①～⑥が「公益性の確保」のための条件）

①　販売する飲食物（全部又は一部）が横浜市内で生産された農畜産物を活用したものであること。

また、横浜市内産の農畜産物の活用ＰＲに取り組むこと。

※　よこはま地産地消サポート店の場合は、市からＰＲグッズの貸与があります。サポート店でない場合は、市からＰＲグッズの貸与はありません。

②　ＳＤＧｓの取組として、飲食物の販売に当たり、脱プラスチックへの取組を行うこと。

③　脱炭素化の取組として、可能な限り、蓄電池、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）等の電源の用意に努めること。

また、本市が給電可能な環境を準備した場合には、指定する電源を用いること。その際には、脱炭素化のパンフレット等の配布や掲示等に協力すること。

※　配布物等は、市から提供します。

④　誰もが利用できる公園の魅力アップに資する取組として、無料休憩所（パラソル及びベンチ）の設営・撤去、天候（強風等）に応じてパラソルの開閉を行うこと。

※　パラソル及びベンチは市が貸与します。

※　事業実施日に販売する全ての事業者で役割分担をしていただきます。

【④を条件としている趣旨】

公園は誰もが利用できる公共の施設です。今回の飲食物販売が多様な公園利用者に対して良い取組であることが重要であると考えています。そのために、キッチンカーを利用しない公園利用者に対しても有益である取組（公園の魅力アップに資する取組）を行うことを条件としています。

⑤　周辺の魅力や賑わいの向上に資する取組として、ズーラシア、フォレストアドベンチャー・よこはま、ガーデンネックレス横浜、国際園芸博覧会等の周知に協力すること。

※ 周知する内容は、市から提供します。

【⑤を条件としている趣旨】

キッチンカーによる飲食物提供により生まれる魅力を、周辺の魅力向上につなげていくことが重要であると考えています。そのために、周辺に対して有益である取組を行うことを条件としています。

⑥　販売品の空き容器等のゴミを回収するとともに、購入者へゴミを販売店まで返却す

ることや自宅への持ち帰りを周知すること。また、キッチンカー周辺及び無料休憩スペースの清掃を実施し、販売時及び撤収後にゴミがないようにすること。

⑦　新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して実施すること。

※　具体的な対応策は、実施時の社会状況に応じて、市と協議の上、決定します。(例：手指用の消毒液の設置、販売窓口に透明ビニールカーテン等の設置、現金トレーの利用や電子マネーの導入)

なお、神奈川県の感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステムの登録等は必須とします。

（参考）神奈川県の感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステムについて

(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/corona/osirase.html)

4　応募に当たっての条件

(1)　応募者は次の条件を全て満たす事業者（法人又は個人）であること。

①　販売の実施主体であること。

②　横浜市で有効な営業許可証の交付を受けていること。

③　生産物賠償責任保険の保険証を有していること。

④　応募は１事業者につき１台とし、複数応募しないこと。

⑤　横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する行為又は不適切な行為が認められないこと。

⑥　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

(2)　事業内容が次に該当しないこと。

①　法令や公序良俗に反する又は反する恐れがある場合

②　横浜市の施策、条例及び規則に抵触する場合

③　政治的宗教的な要素を含む場合

④　公共性及び公平性が担保できない場合

⑤　騒音等を発生させ、公園の良好な環境を保てなくなる恐れがある場合

５　応募方法

別添の事業提案申込書（様式１）、事業提案説明書（様式２）及び収支計画書（様式３）をご記入の上、次の資料を添付し、お申込みください。

(1)　添付資料

①　営業許可証の写し

②　生産物賠償責任保険の保険証の写し

③　横浜市内産の農畜産物を活用する飲食物販売であることが分かるもの（例：これまでに活用した際のレシート、生産者が作成した証明書類等の写し）

よこはま地産地消サポート店として登録している場合は、登録証の写し

(2)　申込期限

令和４年６月 10 日（金）17 時まで（時間厳守）

(3)　申込方法

環境創造局 動物園課へ電子メールでお申込みください。

メールアドレス：ks-dobutsu@city.yokohama.jp

メールの件名は【里山キッチンカー公募】としてください。

申込後、必ず上記申込先まで電話連絡（TEL 045-671-4124）をしてください。

６　質問書の受付

本要項の内容に疑義がある場合は、次により質問書（様式４）を提出してください。

(1)　提出期限

令和４年５月 27 日（金）17 時まで

(2)　提出方法

環境創造局 動物園課へ電子メールで送付してください。

メールアドレス：ks-dobutsu@city.yokohama.jp

メールの件名は【里山キッチンカー質問】としてください。

(3)　回答方法

令和４年６月３日（金）に横浜市のホームページ（下記、ＵＲＬ）に回答を掲載する予定です。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/satoyama-foodtruck.html

※　電話等による個別回答は行いません。

7　行為許可候補の決定

（1）　審査

　本要項の３及び４に掲げる条件への適合性等について、次の基準で関係部署による審査を行います。

項目	審査通過基準
公益性① 地産地消の推進	横浜市内産の農産畜物を活用した飲食物の販売が提案されていること。（全部又は一部） 　また、横浜市内産の農畜産物の活用ＰＲの取組が提案されていること。
公益性② 脱プラスチックの取組（ＳＤＧｓの取組）	脱プラスチックへの取組が提案されていること。
公益性③ 脱炭素化の取組	実施することを誓約していること。
公益性④ 無料休憩所の設営・撤去（公園の魅力アップに資する取組）	実施することを誓約していること。
公益性⑤ 周辺施設等の周知（周辺の魅力や賑わいの向上に資する取組）	協力することを誓約していること。
公益性⑥ ごみの回収及び清掃等（公園の魅力アップに資する取組）	実施することを誓約していること。
新型コロナウイルス感染防止対策	対策の実施を誓約していること。
応募者	本要項４（1）①～⑥の**全てに該当すること。**
提案内容	本要項４（2）①～⑤に**該当しないこと。**

（2）　行為許可候補の決定

　審査の結果、審査通過基準を全て満たした応募者を行為許可候補として決定します。

　審査結果は応募者全員に文書で通知するとともに、横浜市のホームページで提案内容及び応募者名を公表します（行為許可候補とならなかった応募は件数のみ公表）。

　https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/satoyama-foodtruck.html

８　実施に向けた準備

(1)　販売日の調整

事業提案説明書（様式２）記載の販売希望日に基づき、環境創造局動物園課で調整の上、販売予定日を各期初日（令和４年７月 16 日及び令和４年 11 月１日）の概ね３週間前に連絡します。

他の事業者の販売予定日の変更により、空きが生じた場合は、当該日を販売希望日として申し出ていた事業者と調整し、出店可能となる場合もあります。

※　よこはま地産地消サポート店及び脱炭素化に資する電源の用意が可能な事業者は、販売希望が重なり、販売事業者を調整する際、優先的に選定します。

(2)　必要な手続

各期の実施初日の２週間前までに、環境創造局 動物園課へ所定の様式及びその他必要書類をそろえて各期分を一括して公園内行為許可を申請し、許可を得てください。

公園使用料は、実施初日より前に各期分を一括して納付してください。荒天等により販売できなくなった場合で、返還申請があった場合には、１日単位で公園使用料の返還が可能です。荒天等の判断は管理者において行いますので、返還申請前にご確認ください。

(3)　禁止事項

公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はしないでください。

(4)　行為許可候補の取消

行為許可候補として決定後、本要項３及び４に掲げる条件を満たさないこと等が判明した場合、決定を取り消します。

(5)　実施の中止

行為許可候補として決定後、自己都合により、やむを得ず実施を中止することとなった場合は、速やかに理由を付した書面（様式自由）を作成し、申し出てください。

(6)　行為許可内容の変更

原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行うこととします。

９　実施結果の報告

事業を終了しましたら、速やかに事業実施報告書（様式５）及び収支報告書（様式６）を提出してください。

本件公募は試行実施として位置付けており、今後の制度設計の参考とするために報告書の内容についてヒアリングさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

10　スケジュール（予定）

５月 20 日（金）	公募開始
５月 27 日（金）17 時	質問書提出期限
６月３日（金）	質問書に対する回答
６月 10 日（金）17 時	申込書類提出期限
６月中旬	審査、行為許可候補決定、通知
６月下旬	第１期の販売予定日連絡、第１期の行為許可申請
７月 16 日（土）～	第１期実施
10 月上旬	第２期の販売予定日連絡
10 月中旬	第２期の行為許可申請
11 月１日（火）～	第２期実施

11　里山ガーデンの紹介

里山ガーデンは、平成 29 年春に開催された「第 33 回全国都市緑化よこはまフェア」で一般公開され、その成果を継承し、花と緑の文化を発信する「里山ガーデンフェスタ」を春と秋の年２回開催しています。大花壇はフェスタ期間限定公開です。

（里山ガーデンフェスタのＵＲＬ：http://www.satoyama-garden.jp/index.php）

里山ガーデン内にある「フォレストアドベンチャー・よこはま」、「トレイルアドベンチャー・よこはま」は通年営業しており、また、園内の園路等も通年開放され、近隣の方の散歩コースとして多く利用されています。

「フォレストアドベンチャー・よこはま」、「トレイルアドベンチャー・よこはま」の令和３年の利用者数は、７月 17～31 日は平均 160 名（最多日は 370 人程度）、８月の平均は 165 名（最多日は 470 人程度）、11 月の平日平均は約 150 名（最多日は 470 人程度）でした。（利用者数は天候等に大きく左右されますので、参考値としてご認識下さい。また８月は緊急事態宣言も発令されていました。）

12　令和３年度の試行実施の実績

天候に左右されますが、各事業者の１日当たりの売上げは、１万円～５万円程度でした。

13　問合せ先

環境創造局 公園緑地部 動物園課
横浜市中区本町６－50－10（市庁舎 28 階）
メールアドレス： ks-dobutsu@city.yokohama.jp
電話　：045-671-4124

この事業は、「Park-PPP Yokohama（略称：P×P)」（公園緑地管理課公民連携担当）との連携により進めています。

位置図

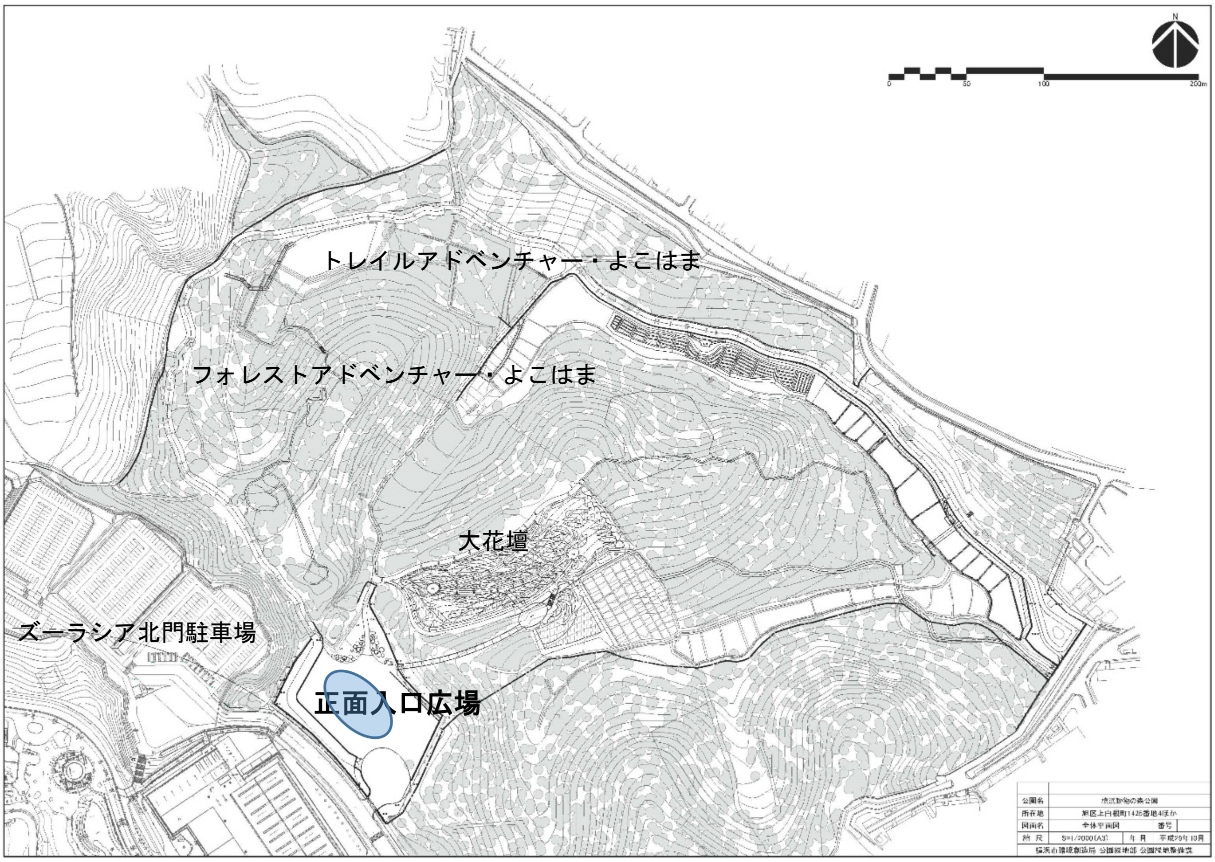

拡大図（囲まれた部分が販売エリア）

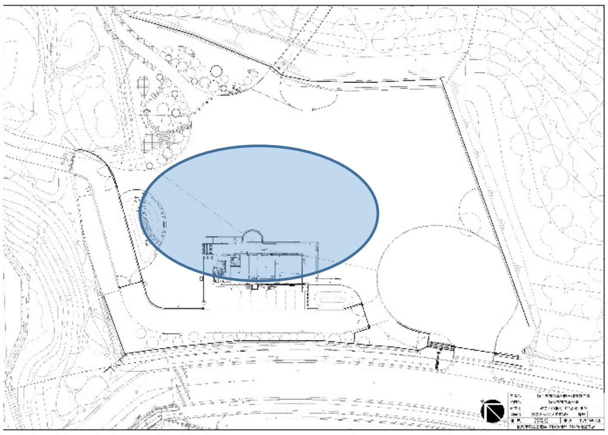

キッチンカーの展開イメージ